

内閣参質二〇八第六七号

令和四年六月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出日本共産党と破防法に対する岸田政権の対応に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出日本共産党と破防法に対する岸田政権の対応に関する質問に対する答弁書

一について

日本共産党は、日本国内において破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行った疑いがあり、また、同党のいわゆる「敵の出方論」に立った暴力革命の方針に変更はないものと認識しており、現在でもこの認識に変わりはない。

二について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。